

令和6年7月30日

横須賀市長 上地克明 殿

要 請 書

参加団体（アイウエオ順）

いらない！原子力空母	市原 和彦
改憲・戦争阻止！大行進横須賀 事務局長	船木 明貴
神奈川ネットワーク運動・横須賀 代表	瀧川 君枝
神奈川平和運動センター	福田 護
かながわ平和憲法を守る会	共同代表 呉東 正彦
原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会	共同代表 呉東 正彦
原子力空母の母港化を阻止する三浦半島連絡会事務局長	新倉 泰雄
新日本婦人の会横須賀支部 支部長	井上 浩子
非核市民宣言運動ヨコスカ	新倉 裕史
ピースムーブ・ヨコスカ	中井美和子
すべての基地に「ノー」を・ファイト神奈川	木元 茂夫
三浦半島地区労センター 事務局長	小原 慎一
ユニオンヨコスカ	委員長 小島 武志
横須賀市東部漁業協同組合組合員	小松原哲也
横須賀市民9条の会	巴 ふ さ
よこすか非戦手帖	松本 麻里
横須賀平和委員会 会長	萩原 富子
ヨコスカ平和船団	鈴木 茂樹

2022年5月以来、米海軍横須賀基地内の排水処理場の排水から、日本国基準の最大258倍の高濃度のPFAASが検出され、周辺海域に排出されてきました。

このPFAAS汚染の原因については、米海軍を調査報告書を作成していますが、今日まで報告書も公表されず、汚染の原因も明らかにされていません。

その後2022年11月からこの排水に、活性炭のフィルターをつけてPFAASを除去することとなったが、米海軍は2023年10月にフィルター稼働を停止しました。

さらに2022年12月に横須賀市が国とともに環境補足協定により米海軍横須賀基地に立ち入りましたが、排水の採取はさせてもらえず、排水中のPFAASの検査結果については、2023年1月以降、公表されていない状況です。

上地横須賀市長が2024年2月16日在日米海軍司令官に排水中のPFAASの調査結果の公表を求めたところ『PFAASに関することは、在日米軍全体の問題として扱っているため、在日米軍司令部が全て対応することとなっている。』との回答でした。

そこでPFAAS汚染問題を危惧して関係機関に要請を続けてきた横須賀周辺の18市民団体は、横田基地の在日米軍司令部に対して社民党福島みずほ党首を介して、市民団体の要請書を携えて米軍横田基地の在日米軍司令官に要請することを依頼し、福島みずほ党首及び18市民団体の代理人としての弁護士呉東正彦の在日米軍司令部への要請が実現することとなりました。

別紙1のとおり6月28日午後1時に、福島みずほ党首及び弁護士呉東正彦が、横田基地の在日米軍司令部を訪問して、コマンドエンジニアのカタリーノ大佐、計画政策部長のブラウン大佐、日米関係部長スミス中佐に別紙和文及び英文の要請書を手渡して約1時間余にわたって米海軍横須賀基地のPFAAS汚染の経緯と市民の深刻な懸念について説明し、

- 1、米海軍によるPFAAS汚染原因調査報告書の作成状況と公表予定について質問し、
- 2、米海軍による排水のPFAAS汚染検査結果を速やかに公表することを要請し、
- 3、2023年10月の活性炭フィルター稼働停止の原因について質問し、
- 4、地元自治体や住民との信頼関係のため、横須賀市職員の米海軍横須賀基地の再立入と排水処理施設の入口出口の排水のサンプリングの実現を要請し意見交換を行いました。

米軍側の回答は、

1については、米海軍横須賀基地の調査報告書については、まだ検討していない。

2・3については、2022年12月の国や横須賀市の立ち入りと調査等によって問題は解決したと認識している。その後の排水の分析データは、日米合同委員会には提供しているが、両国の合意に基づいて提供しないとしているので提供できない。地元自治体や市民の懸念はそのとおりだが、合意を超えて公表すると他の基地でも対応しなくてはならなくなってしまう。

4については、立ち入りについては、日米合同委員会の合意に基づいて、通常の立入申請手続きをとってくれれば、対応する。

本日の要請で地元自治体や市民の不安は理解したので、要請に対する回答ができるか、米軍として何ができるかを検討したい、というものでした。

次いで、このその後の排水の分析データは、日米合同委員会には提供しているとの回答を受けて、別紙2のとおり、7月9日午後4時に、社民党福島みずほ党首が、18団体のメンバーである松本麻里さんとともに、参議院議院会館に環境省、外務省、防衛省の担当を呼んで、米軍が日米合同委員会に提出している横須賀基地のPFA Sサンプリング調査結果の公表を求めましたが、担当者は、お答えできない、との回答でした。

そこで、私達は、この市民にとっても大きな懸念であるPFA S排水問題につき、市民と市が共同で、解明、解決を進めていくため、以下のとおり要請をいたします。

1、昨年1月以降の排水サンプリングの結果が、未だに公表されていないので、速やかに1月以降、現在までの排水処理施設のサンプリング調査結果の公表を求めて下さい。

この点につき、2月20日に市長が米大使館に対して行った要請に対する回答はあったのでしょうか。なければ、回答を求めて下さい。

2、今年5月24日の防衛省と市長との会合で、防衛省担当者は、米側に、市長のご要請を踏まえ、サンプリング結果について再度情報提供を求めたが、排水基準が定められていないことを理由に米側が数値を提供しないとの回答があった、と述べました。

しかし横田基地担当者によると、その後の排水の分析データは、日米合同委員会には提供しているが、両国の合意に基づいて提供しないとしているので提供できないとのことです。即ち日本政府は、日米合同委員会でこの分析データの提供を受けて知っているから、提供しないことに合意しているため、提供されないように過ぎず、データを知っている日本政府が、提供しないことに合意せず、提供を強く求めれば、提供可能だということです。

(令和4年12月15日には、米海軍の行った22ヶ所のリフトステーション及び排水処理施設の汚泥の調査結果について、環境分科委員会を含む日米合同委員会の枠組みで調

整され公表されるとの説明があったのに、今回は米側からは、提供施設区域内の内部運用に関係するため公表することはできない、と大幅に後退した内容に日本政府が合意してしまっているのも、大きな問題なのです。）

この矛盾点を追及して、日本政府のより高いレベルに働きかけて、両国及び地元自治体との信頼関係維持のために、公表を求めて下さい。

3、今回、私達が、横田基地の在日米軍司令部に入って、担当者に要請ができたのは、外務省を介して、日米地位協定第3条に関する日米合同委員会合意「合衆国の施設及び区域への立入り手続」の手続きを取ったものです。

市としても、市民の安心安全のためのサンプリングデータの公表、市による直接の排水のサンプリングのために、直接米海軍横須賀基地に対して、外務省を介して、日米地位協定第3条に関する日米合同委員会合意「合衆国の施設及び区域への立入り手続」の手続きを使って、再度の立ち入り調査の手続きを取って下さい。

4、在日米軍司令部の頑な非公表の姿勢を変えるためにも、フィルター稼働停止後の排水サンプリング結果が、具体的に、安定的に国の基準値を下回っていることの確認がなされるまでは、排水処理場からの排水をしないよう、日本政府と米海軍に求めて下さい。

5、米海軍の行った22ヶ所のリフトステーション及び排水処理施設の汚泥の調査結果等を含む排水処理施設の司令部調査報告書につき、弁護士吳東正彦が今年1月米海軍横須賀基地司令官に、この公開につき質問したところ、調査報告書を作成して在日米軍司令部に提出しており、在日米軍司令部が内容を検討中である、とのことでした。この司令部調査報告書の公表公開で、問題の進展のための大きなキーとなりますので、市からも在日米海軍司令部及び在日米軍司令部に、公表公開を強く求めて下さい。

6、市長の指摘するように日本環境管理基準（JEGS）に排水の規定も設けるような改定と、日本政府によるPFAASの規制基準設定を求めて、より積極的に政府に、米海軍に、市独自でも、他の自治体とも連携しても、積極的な行動をとって下さい。

7、今年3月11日以降の周辺海水調査結果を速やかに国に照会し、公表して下さい。